

教 師 ノ ー ト

日付	2014年 9月14日
単元	基本的な教理・2
テーマ	信仰による義認
タイトル	救い・3 恵みと信仰によって
テキスト	ローマ3:23-24、エペソ2:8-9
参照箇所	マタイ20:28、マルコ10:45、ヨハネ5:24、16:8、使徒2:21、16:30-31、 ローマ3:10、6:23、Iコリント1章、IIコリント5:10、ガラテヤ3:11、IIテモテ1:9、 ヘブル11章、黙示録20:11-15
暗唱聖句(教会で使用している聖書訳を記入して下さい)	ローマ3:23 or エペソ2:8-9
AG 日曜学校教案参照箇所 (リンクできます)	

□導入

今日も、「救い」について、お話します。私たちは、救われるために何をしなければならないのでしょうか？

□ポイント1 「義と認められる」とはどういうことでしょうか？(義認について、ローマ3:24)

義とは、神さまの定めた律法の基準に合っていることです。私たちの心と行動が、いつも神さまの律法に正しく従っているなら、私たちは義であるということになります。そんな人はいるでしょうか？聖書は、「律法によって神の前に義と認められる者が、だれもないということは明らかです」と言っています(ガラテヤ3:11、他ローマ3:10参照)。ルールや約束を守る正しい(道徳的な)人、やさしくて思いやりのある(人格的な)人はいるかもしれませんが、生まれてからずっと神さまの御心に従ってきたという人はいないはずです。すべての人間は罪を犯したので、神さまに背いてしまっているからです(ローマ3:23)。

「義」ということばは、裁判と関係しています。私たちは、死んだ後に、神さまによって裁判をうけます(IIコリント5:10、ヨハネ5:24、黙示録20:11-15)。その裁判で、神さまの定めた律法の基準に合っていれば義となります。義と認められた人は「第二の死」から免れます。私たちの心と行動が、いつも神さまの律法に正しく従っているなら、義であると宣告され、そうでない場合は、有罪判決を受けることになります。人間はみな罪人です。生まれてからずっと神さまの御心に従いとおした人はいません(イエスさまだけ)。ですから、私たちは、その報いとして有罪判決を受けるはずでした。しかし、イエスさまを信じる人は、最期の裁判で「義と認められ」るのです。

□ポイント2 神さまは、私たちを恵みによって義と認めてくださいます(恵みについて、ローマ3:24)

私たちは、「ただ、神の恵みにより、キリスト・イエスによる贖いのゆえに、価なしに義と認められるのです。」これは、私たちはみな罪人ですが、神さまが一方的に、イエスさまの命という代価を支払ってくださったので、私たちは義(裁判で無罪)と認められるという意味です。もう少し詳しく学びましょう。

「恵み」というのは、神さまから一方的にいただく賜物(プレゼント)のことです。私たちが良いこと・正しいことをした、ご褒美でも、お返しでも、お礼でもありません。私たちが「恵みにより、…価なしに義と認められる」のは、神さまからの一方的なプレゼントです(ローマ6:23)。

「贖い」というのは、「買い取る」とか、「捕らわれている人を、身の代金を払って買い戻す・解放する」というような意味です。イエスさまは、ご自身が地上に来たのは、「多くの人のための贖いの代価として、自分の命を与えるためです」と言われました(マタイ20:28、マルコ10:45)。ですから、イエスさまが、代価を払って買い取ってくださったおかげで、罪人である私たちも「義と認められるのです」。

イエスさまを信じる人は、最期の審判で、義(無罪)と認められます。それは、その人が罪を犯さなかったからではありません。罪は犯したけれど、イエスさまが身代わりとなって神さまが定めた刑罰をまっとうし、罰金を支払ってくださったから、義と認められる(律法の基準は満たされている)のです。それによって、罪の結果は、一切無効になります。つまり、私たちが何かをしたのではなく、「恵みにより」、「価なしに」神さまが済ませてくださったということなのです。イエスさまの贖いの死は、私たち全人類の罪をおおうのに充分であり、罪の罰金としても充分であり、身代金としても充分でした。罪人が神さまの裁判で義と認められる根拠は、ただイエスさまの十字架の死だけなのです。

□ポイント3 神さまは私たちを信仰によって義と認めてくださいます(信仰について、エペソ2:8-9)

では、そのようなすばらしい恵みを受け取るにはどうすればよいのでしょうか？エペソ2:8に「信仰によって」と書いてあります。救われるためには、過去の罪を悲しむだけでなく、神さまを信じる決心が重要です。また、イエスさまが十字架にかかって死んでくださったことで、私たちの罪は赦されました。しかし、それだけでみんなが永遠の命をゲットしたわけではありません。それを信じることが重要なのです。救いは、神さまからの一方的なプレゼント(恵み)ですが、私たちが手を出して受け取らないと、それをゲットできないのです。

逆に、人間がいくら努力しても、「義」と認められることはできません。どんな良い行いを積み重ねても、それによって救われるということはありません(IIテモテ1:9、使徒16:30-31)。パウロは「人が義と認められるのは、律法の行ないによるのではなく、信仰によるというのが、私たちの考えです」とハッキリ書きました。

それは、「だれも誇ることがないためです。」もし、良い行いによって救われるなら、救われている人は、救われていない人より偉いと思うかもしれません。また、「神さまはスバラシイ」とほめたたえることをしないで、自分の力を誇るかもしれません。そうならないように、信仰によって救われるようにしてくださったのです(コリント1章)。行いによっては救われませんが、信じる人はだれでも救われます(使徒2:21)。

☞「イエスさまが十字架にかかってくださったことにより、私たちが永遠の命を得た」ということを、すべて証拠を見せて説明することはできません。しかし、信仰とは「望んでいる事がらを保証し、目に見えないものを確信させるもの」です(ヘブル11:1)。

☞信仰による救いは人間主導か？結局、信仰という「行為」で救われるのか？

信仰は、神の恵みを受け取る行為、すなわち神が主導されたことに対して、人間が応答する行為です。また、イエスさまは「その方(聖霊)が来ると、罪について、義について、さばきについて、世にその誤りを認めさせます」とおっしゃいました(ヨハネ16:8)。人間が信仰をもつこと自体、神の恵みの働きの中にあるのです。

□結論 イエスさまを信じる信仰によって、神さまは私たちを義と認めてくださいます。

□適用 (聞き手に最もふさわしい適用が与えられるように祈りましょう)

例1: 今、あなたも「救い」という、神さまからのプレゼントを受け取ってみませんか？そうすれば、あなたは義と認められます。天国に行くことが約束されます。ただ、それは信じる信仰によります。聖書のことが全部わかるからではなく、良い行いでもなく、ただ信じる人はだれでも救われるのです。

例2: あなたが救いの恵みを受けることができたのは、あなたのチカラではありません。あなたがどんな経緯で救われたか考えてみてください。全ては神さまがしてくださったのです。感謝しましょう。エペソ2:8-10を読みましょう。恵みによって義と認められたのですから、もう罪を犯すことがないように、かえってこれからは良い行いをしましょう。